

佐賀県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月4日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

### 佐賀県人事委員会規則第3号

佐賀県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の定年等に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(異動期間の延長等)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p><b>第7条</b> 条例第8条第2項又は第4項の規定による異動期間の期限の延長に係る人事委員会の承認の申請は、異動期間の期限延長承認申請書(様式第5号)により行うものとする。この場合において、当該申請書には、<u>前条</u>の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> | <p>(異動期間の延長等)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p><u>2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校及び市町立学校の校長、副校長及び教頭の職とする。</u></p> <p><b>第7条</b> 条例第8条第2項又は第4項の規定による異動期間の期限の延長に係る人事委員会の承認の申請は、異動期間の期限延長承認申請書(様式第5号)により行うものとする。この場合において、当該申請書には、<u>前条第1項</u>の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。